

# 無窓階算定に算入できるガラスについて

千葉市消防局予防部指導課

表－1

構造	ガラスの種類	ガラス厚	無窓階の判定	
			足場付き	足場なし
はめ殺し	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
	線入りガラス	_____	×	×
	網入りガラス	_____	_____	_____
	強化ガラス	5.0mm以下	○	○
	超耐熱性結晶ガラス	5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	_____	×	×
屋内でロックされているガラス窓	複層ガラス (二枚重ね)	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。		
	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
		6.0mmを超える10.0mm以下	△	×
	線入りガラス	6.8mm以下	△	△
		6.8mmを超える10.0mm以下	△	×
	網入りガラス	5.0mm以下	○	○
		5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	△
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	△
		フロート板ガラス5.0mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	×
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	×
		フロート板ガラス3.0mm以下 +PVB60mil +型板ガラス4.0mm以下	△	×
		構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。		
	複層ガラス (二枚重ね)	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。		

凡例 ○ 開口部全体を有効開口部として取り扱う。

△ ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分。

ただし、引き違い戸の場合、おおむね1／2を有効開口部とする。

× 有効開口部として取り扱うことができないもの。

PVB ポリビニルブチラール膜（合わせガラスの中間膜）を表す。

※30mil : 0.76mm、60mil : 1.52mm

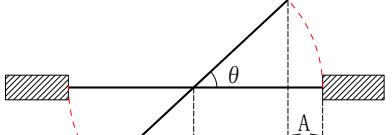
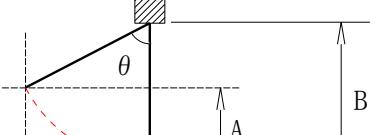
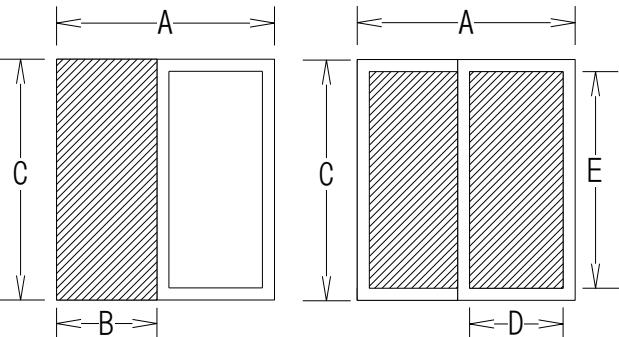
注① 普通ガラスとはフロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）及び熱線反射ガラス（JIS R 3221）等をいう。

注② 低放射ガラス（通称Low-Eガラス）については、基板となるガラスの基準を準用すること。

注③ 「足場付き」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられ、破壊したガラスが落下する虞のないもの。

注④ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により表－2により判断すること。

表-2

	型 式	判 定
突き出し窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
回転窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)		B × C を原則とする。 なお、表-1右欄の無窓階の判定において○の場合は $2 \times E \times D$ とすることができる。
外壁面にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。 (注) バルコニー幅員Wがおおむね0.6m以上の場合に限る。これ以外はCを開口寸法とする。
シャッターとガラス	<p>(平面図)</p>	有効開口面積 $A + B$ ガラス戸 (A, B) 及びシャッターが前2の開口部の構造に適合するもの